

## 建設局「週休2日制確保工事」実施要領の改定について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくため、建設局では「週休2日制確保試行工事」等を実施しているところです。このたび、働き方改革に向けた取組の趣旨を踏まえ、現場閉所が馴染まない工事を対象に「交替制」を導入し、本格実施いたします。

建設局「週休2日制確保工事」実施要領を下記のとおり改定いたします。

### 1 主な改定概要

#### 1) 「交替制」の追加

- ・対象は、休日作業が必要となり「現場閉所」が馴染まない維持工事等とする。
- ・対象期間は、技術者及び技能労働者の従事期間とする。
- ・技術者及び技能労働者は、施工体制台帳の元請及び下請技術者等を対象とする。
- ・実施にあたり、施工計画書に交替制工事を行う旨を明記する。
- ・休日確保状況結果は、「休日確保状況報告書」を作成し、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付の上、発注者へ報告する。

※令和3年4月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する

#### 2) 「現場閉所届（休工届）」の全面廃止

- ・現場閉所する際は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

※令和2年4月1日より、週間工程表等により監督員が事前に把握している場合には、現場閉所届を提出不要としておりましたが、本改定において様式をなくし全面廃止した

### 2 その他

- ・実施にあたっては、『建設局「週休2日制確保工事」実施要領』に基づき行います。実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html>)

#### 【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 直通 (03) 5320-5236